



発行 東京都

目次

45

規則

- 東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一
 - 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）…一
 - 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部財務課）…三
 - 東京都物品管理規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…三
- 訓 令
- 東京都被服貸与規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…四
 - 東京都児童相談所処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…四
 - 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…四
 - 東京都廃棄物埋立管理事務所処務規程の一部改正……………（同）…五
 - 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…五
 - 東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…五
 - 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
 - 東京都住宅建設事務所処務規程の廃止……………（同）…七
 - 東京都東京港建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…七

雑報

- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）…七
- 東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程……………（同）…八
- 東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程……………（同）…一〇

規則

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十六号

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都職員健康管理規則（昭和五十九年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第三号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第三十二条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び第三号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十七号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則（平成十年東京都規則第二百六十五

号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に定める本庁の局、青少年・治安対策本部及び病院経営本部」を「第八条第一項に規定する本庁の局、都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場」に、「に定める局」を「第一条に規定する局」に改める。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

別表政策企画局の項第六号中「大使館」を「在京大使館」に改め、同表中

青少年・治安対策本部	一 震災復興に係る青少年の健全な育成及び治安対策に関すること。
------------	---------------------------------

都民安全推進本部	一 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること。
戦略政策情報推進本部	一 震災復興に係る基盤システムの維持に関すること。

め、同表都市整備局の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「住宅及び住環境整備」を削り、同号を同項第四号とし、同項の次に次のように加える。

住宅政策本部	一 住宅復興計画の策定及び推進に関すること。 二 前号に掲げるもののほか、震災復興に係る住宅及び住環境整備に関すること。
--------	---

別表産業労働局の項の次に次のように加える。

中央卸売市場	一 震災復興に係る市場業務に関すること。
--------	----------------------

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成十八年東京都規則第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一政策企画局の項第二号中「大使館」を「在京大使館」に改め、同表中

青少年・治安対策本部	青少年・治安対策本部長	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
------------	-------------	---------------------------

都民安全推進本部	都民安全推進本部長	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
戦略政策情報推進本部	戦略政策情報推進本部長	一 基盤システムの維持に関すること。 二 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。

改め、同表都市整備局の項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「武力攻撃災害時の」を「武力攻撃災害時における」に改め、同号を同項第二号とし、同項の次に次のように加える。

住宅政策本部	住宅政策本部長	一 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 二 住宅等の建設、補修等のための融資等に関すること。 三 都営住宅等の保全に関すること。 四 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
--------	---------	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十九号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一政策企画局の項第二号中「大使館」を「在京大使館」に改め、同表中

青少年・治安 対策本部	青少年・治安 対策本部長	一 都民生活の安全・安心に關すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
----------------	-----------------	--

都民安全推進 本部	都民安全推進 本部長	一 都民生活の安全・安心に關すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
--------------	---------------	--

戦略政策情報 推進本部	戦略政策情報 推進本部長	一 基盤システムの維持に關すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
----------------	-----------------	---

改め、同表総務局の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表都市整備局の項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項の次に次のように加える。

住宅政策本部	住宅政策本部 長	一 都営住宅等の維持管理に關すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の応援に關すること。
--------	-------------	--

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百号

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「（概算払をするものを除く。）」を削る。

第五十一条第二項中「納付し」を「返納させ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算）

第五十一条の二 前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、市場長又は市場長は、第四十九条の二及び前条第一項第一号の規定に基づき口座振替の方法により旅費の概算払を受けた者に、その用件終了後五日以内に当該概算払の精算残金を出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に返納させ、その領収書を計算の基礎を明らかにした精算書に添付して、伝票発行者に提出させなければならない。ただし、精算において追給又は返納を要しない場合には、精算書の作成は、省略するものとする。

2 市場長又は市場長は、前項の規定による精算手続を完了しなければ、同一の要件について、重ねて概算払をすることができない。ただし、緊急その他やむを得ないものについては、この限りでない。

3 伝票発行者は、第一項の規定による精算書の提出があつたときは、振替伝票を発行しなければならない。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「定めて」の下に、「局の課」を加え、同条第四項中「物品管理者は」の下に、「局の課にあつては担当課長」を加える。
 第二十二條の二第二項中「一月」を「三月」に、「二回」を「一回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一会計年度を超えて供用させることはできない。

第五十八條第二項中「の最終ページ」を削る。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の東京都物品管理規則（以下「旧規則」という。）第十条の規定に基づく物品管理者が行う事務で、この規則の施行の日までに旧規則第二十二條の二第二項の規定に基づく供用の期間が経過していない場合他の物品管理者への供用の取扱いについては、なお従前の例による。

訓令

●東京都訓令第二十五号

序 中 一 般
 支 庁
 事 業 所
 収用委員会事務局
 労働委員会事務局

東京都被服貸与規程（平成十三年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

第二条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平

成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所に専門課長を置くことができる。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専門課長は、専門副参事のうちから、知事が命ずる。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専門課長は、所長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

総務局
 財務局
 福祉保健局
 児童相談所
 （児童相談センターを除く。）

●東京都訓令第二十七号

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務局
 財務局
 福祉保健局

監察医務院
東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

附則中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

総務局
財務局
環境局
廃棄物埋立管理事務所
東京都廃棄物埋立管理事務所処務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項中「、技術担当課長及びオリンピック・パラリンピック施設調整担当課長」を「及び技術担当課長」に改める。

第三条第一項中「及びオリンピック・パラリンピック施設調整担当課長」を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

総務局
財務局
都市整備局

市街地整備事務所
東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表事業課の項中第十八号を第二十六号とし、第十号から第十七号までを八号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の八号を加える。

十 土地区画整理事業に伴う土地、建築物その他の物件の管理、取得及び借入れに
関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。

十一 土地区画整理事業に伴う建築物その他の物件の移転及び除去並びにこれらに
伴う損失補償に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。

十二 仮換地の指定等に伴う損失補償に関すること（第二市街地整備事務所に限
る。）。

十三 事業に伴う直接施行及び行政代執行に関すること（第二市街地整備事務所
に限る。）。

十四 建築物の移転等に要する資金の貸付けに関すること（第二市街地整備事務所
に限る。）。

十五 土地区画整理事業に伴う移転者の仮設住宅等の使用に関すること（第二市街
地整備事務所に限る。）。

十六 土地区画整理事業に関連する街路整備事業に係る用地の取得及びこれに伴う
物件の移転その他の損失補償に関すること（第二市街地整備事務所に限る。）。

十七 前号に係る土地、建築物、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関する
こと（第二市街地整備事務所に限る。）。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

総務局

財 務 局
都 市 整 備 局
多摩ニュータウン整備事務所

東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程（平成十六年東京都訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一号中「及び諸施設建設等」を、「諸施設建設 再生支援等」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

総 務 局
財 務 局
都 市 整 備 局
多摩建築指導事務所

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第三条の表管理課の項第六号中「特殊建築物」を「特定建築物」に、「建築設備等の定期報告」を「建築設備の定期報告の受付、審査及び改善指導」に改め、同表開発指導第一課の項第三号を次のように改める。

三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号及び第五号に基づく道路の指定等に関する事（他の特定行政庁の所管する区域を除く。）。

第三条の表開発指導第二課の項第三号を次のように改める。

三 建築基準法第四十二条第一項第四号及び第五号に基づく道路の指定等に関する

こと（他の特定行政庁の所管する区域を除く。）。

第三条の表建築指導第一課の項第一号中「建築」を「建築等」に、「及び認定」を「認定及び指定」に改め、同項第二号中「建築」を「建築等」に改め、同項第七号中「（昭和二十五年法律第二百一十号）」を削り、同項第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「、指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「、指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十三号中「関すること」の下に「（建築指導第二課及び建築指導第三課の所管区域を含む。）」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）に基づく認定申請等の審査及び指導に関する事。

十五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づく特定建築物の認定、助言及び指導等に関する事。

第三条の表建築指導第一課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 道路の指定等に関する事（開発指導第一課及び開発指導第二課に属するものを除く。）。

第三条の表建築指導第二課の項第一号中「建築」を「建築等」に、「及び認定」を「認定及び指定」に改め、同項第二号中「建築」を「建築等」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「、指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「、指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請等の審査及び指導に関する事。

十五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の認定、助言及び指導等に関する事。

第三条の表建築指導第二課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 道路の指定等に関する事(開発指導第二課に属するものを除く。)

第三条の表建築指導第三課の項第一号中「建築」を「建築等」に、「及び認定」を「認定及び指定」に改め、同項第二号中「建築」を「建築等」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「指導等」を「及び指導等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請等の審査及び指導に関する事。

十五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の認定、助言及び指導等に関する事。

第三条の表建築指導第三課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 道路の指定等に関する事(開発指導第一課に属するものを除く。)

第七条第二号中「八百万円」を「三億五千万円」に、同条第三号中「三百万円」を「三千万円」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

総務局 財務局 都市整備局 住宅建設事務所

東京都住宅建設事務所処務規程(昭和五十六年東京都訓令第百十五号)は、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都知事 小池 百合子

●東京都訓令第三十三号

総務局 財務局 港湾局 東京港建設事務所

東京都東京港建設事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百四号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表港湾整備課の項第三号中「沖合埋立整備課」を「埋立整備課」に改める。

雑報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の三項を加える。

4 理事長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）

次のイ及びロに定める時間

イ 一月について四十五時間

ロ 一年について三百六十時間

二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となった職員 次のイからハまでに定める時間及び月数

イ 一年について七百二十時間

ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数

ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月について四十五時間

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として理事長が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たり平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

5 理事長が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして理事長が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は理事長が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合について

は、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

6 理事長は、前項の規定により、第四項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
別記第八号様式表中「ホ」を「イ」に改める。

附則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別記第八号様式表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規程による改正後の東京都職員共済組合の職員に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十九条第四項第三号ハ（同項第二号ロに掲げる場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号ハ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）とする。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第八号様式による職員カードで、現に発行済みのものは、改正後の規程別記第八号様式による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお効力を有する。

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合財務規程（昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号）の一部を次のように改正する。

別紙第六号様式中「ホ」を「イ」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合財務規程別紙第六号様式、別紙第六号様式の四、別紙第六号様式の五及び別紙第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程（平成五年東京都職員共済組合規程第十号）の一部を次のように改正する。

別紙第二十三号様式中「**ホ**」を「**ハ**」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合契約事務規程別紙第二十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

